

# 西目屋村教育大綱

平成28年10月  
西目屋村

## 1 策定の趣旨

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、教育行政に関する制度の抜本的な改革が行われ、その一環として、首長と教育委員会が協議・調整を行う場として首長が主宰する総合教育会議の設置と、地域の事情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を首長が教育委員会と協議して定めることとなりました。

このことに伴い、村は将来を担う子ども達にふるさと西目屋村を愛する心を育むと共に、未来を切り拓くための生きる力を育て、家庭・学校・地域・行政が一体となった教育の振興を図るため、国の教育振興基本計画を参酌し、西目屋村新総合計画を踏まえながら「西目屋村教育大綱」を策定し、村と教育委員会が教育・人づくりのめざす姿を共有し、連携して総合的な施策を推進することとしました。

## 2 期 間

平成28年度から平成32年度まで（5年間）

## 3 基本理念

西目屋村は、村民自ら村に愛着を持ち、自信と誇りを感じながら「好きです にしめや」という気持ちで胸を張ってふるさとを語れることを目指し、「世界遺産と水源の里」をキャッチフレーズに自然と共生していく村づくりを進めています。

さらに、祖先のたゆまない努力によって築かれた西目屋村を、心から愛する村民であることを誇りとし定められた「村民憲章」を心の拠り所とします。

### <村民憲章>

- ・恵まれた自然を愛し、心豊かな村にしましょう。
- ・働くことを喜びとし、活力ある村にしましょう。
- ・教養と文化を高め、希望あふれる村にしましょう。
- ・スポーツに親しみ、健康で明るい村にしましょう。
- ・互いに助け合い、広く輪をつくり、住みよい村にしましょう。

このことを踏まえ、西目屋村の教育は、人間尊重の精神を基本として、生涯にわたってふるさと西目屋村の歴史と伝統に誇りを持ち、恵まれた自然を愛し、心身共に健康で人間性豊かな新時代を担う人材を育成するため、学校・家庭・地域がしっかりと連携しながら、生涯学習社会に対応するさらなる教育の充実を図ります。

## 4 基本的な方針と方策

### (1) 学校教育の充実

「村づくりは教育から」さらには「教育は人づくり」という視点に立ち、郷土愛を持ち、知・徳・体・食の調和がとれ、変化の激しい社会を主体的に生きぬく力を持った人間性豊かな幼児・児童・生徒を育む学校教育を推進します。

- ① 生命を敬う心や自尊心を高めること、さらに規範意識の醸成や人間関係を築く力を養うと共に、知力を働かせる源となる健やかな身体を育みます。
- ② 心の結びつきを基調として、知力・気力・体力のバランスのとれた人間としての「生きる力」を育成します。
- ③ 少人数における個に応じた指導により、基礎基本の徹底を図り、自ら学び考え応用する力を養うなど、確かな学力の定着と向上を図ります。
- ④ 教育活動の活性化と質的改善を図るために、学校・家庭・地域が連携し、学校課題を共有し、一体となった創造的・実践的な学校運営を推進します。
- ⑤ ICT教育や国際理解教育など、多様化する社会の変化に対応した今日的な課題に積極的に取り組むと共に、子どもが安心して学ぶことの出来る教育環境を確保します。

### (2) 社会教育の活動推進

村民一人一人が自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かな伝統と文化が息づく住みよい地域社会の形成と、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育を推進します。

- ① 家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域の協働を強化し、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、社会全体の教育力の向上を図ります。
- ② 体験活動や地域活動を通じて、心豊かでたくましい青少年や地域を支え貢献できる未来を担う人材を育成します。
- ③ 多様化・高度化する学習活動を推進するため、関係機関や団体と協力しながら、社会教育の推進体制と学習環境の整備を図ります。
- ④ 村民の郷土に対する誇りや愛着を醸成し、地域活動団体等と連携して貴重な史料や文化財・郷土芸能の保存、活用を図り、自然環境等について学習・体験する機会の充実を図ります。

### (3) 文化財の保護・活用と伝統芸能の継承

村民の郷土に対する認識を深めるため、貴重な史料や文化・芸能に触れる機会を充実させると共に、伝統芸能の継承に向けた取組支援や文化財の保護・活用を図ります。

- ① 村の歴史的史料や文化財・郷土芸能の保存、活用を図ります。
- ② 地域で生まれ保存伝承されてきた伝統芸能や技術の継承のため、後継者の育成と関係団体の保護をします。

### (4) 生涯学習・スポーツの振興

村民の生活形態に合わせ、誰もがいつでもどこでも手軽に学ぶことのできる多様な学習機会の提供に努めるとともに、様々なスポーツを通じた交流の促進を図ります。

- ① 子どもから高齢者まで学習意欲を持ち続けられるような、生涯学習環境を整備します。
- ② 健康で明るい生活を目指すため生涯スポーツを推進するとともに、様々なスポーツ活動を通して住民相互の親睦を図ります。
- ③ スポーツにかかわる人材・指導者の育成と社会体育団体の育成・強化及び支援します。
- ④ 競技スポーツに参加することにより、競技力および技術の向上を図ると共に、スポーツ意識の高揚に努め村民の一体感を盛り上げます。